② Those who are applied to the following cases from ａ） to ｈ） within the past two years :

ａ）Have intentionally practiced rough manufacture or misconduct in the quality or quantity of the properties in the execution of the contract.

ｂ）Have prevented implementation of fair competition or conspired to disturb fair pricing or obtain illicit profits.

ｃ）Have prevented a successful bidder from concluding the contract or a contractor from performing the contract.

ｄ）Have obstructed the execution of supervision or inspection by the officer in charge.

ｅ）Have failed to perform his contract without any justifiable reasons.

ｆ）Have falsified the important items or facts in the Application Form for Competition Participation Qualification and its supplements.

ｇ）Have caused other tangible or intangible damage to the Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited.

ｈ）Have employed as an agent, manager etc. in concluding a contract who have been applied to the above categories from ａ） to ｇ） within the past two years.

③ Those whose administrative situation is acknowledged to be markedly unsound.

2) not be under a suspension of business order as instructed by President, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited at the time of the bid opening.

3) have registered in accordance with article 2—2 of the Electricity Utilities Industry Law.

⑺ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 31 July, 2017

⑻ Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 P.M. 29 August, 2017 (tenders submitted by mail : 4 : 00 P.M. 28 August, 2017)

⑼ Contact point for the notice : General Affairs Section, Naruto Operation Center, Honshu-Shikoku Bridge Expressway Company Limited, 18, Oge-Aza, Tosadomariura, Naruto-cho, Naruto-city, Tokushima-pref 772—0053, Japan. TEL 088—687—2166

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年７月７日

契約責任者　本州四国連絡高速道路株式会社
坂出管理センター所長　福永　　勧

◎調達機関番号　422　◎所在地番号　37

○本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター公告平成29年第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量（※）

瀬戸中央自動車道坂出管理センター管内電気需給（その１）

①　番の州32Ｐ電気室
契約電力　949kW
予定使用電力量　3,085,004kWh

②　坂出北ＩＣ電気室
契約電力　52kW
予定使用電力量　213,993kWh

③　坂出ＩＣ電気室
契約電力　178kW
予定使用電力量　740,415kWh

※数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　電気需給期間　平成29年11月１日０:00～平成32年３月31日24:00まで

⑸　電気需給場所

①　番の州32Ｐ電気室

②　坂出北ＩＣ電気室

③　坂出ＩＣ電気室

⑹　入札方法　入札金額は、電気需給期間の１月毎に、年間の予定最大需要電力の最大値（以下「契約電力」という。）に対して入札者が設定する単価を契約電力（キロワット）に乗じて得た基本料金（円／月）及び、予定使用電力量（キロワット時）に対して入札者が設定する単価を予定使用電力量（キロワット時）に乗じて得た従量料金（円／月）をそれぞれ使用期間合計した総和の価格（受電所毎に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の総価を記載とすること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額には、力率割増・割引額、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

２　競争参加資格　当該調達に係る一般競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足した者とする。

⑴　次の①から④までに掲げる者でないこと。

①　契約を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）及び破産者で復権を得ない者

②　本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四会社」という。）の過去２年以内において次のイからチまでの一に該当したと認められる者

イ　契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は物件等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

ハ　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ　監督又は検査の実施に当たり、社員の職務の執行を妨げた者

ホ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

ヘ　本四会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

ト　その他本四会社に著しい損害を与えた者

チ　イからトまでのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他これらに準ずる者として使用した者

③　経営状況が著しく不健全であると認められる者

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　過去２年以内において法令の規定に違反して営業を行ったと認められる者でないこと又は申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、他の発注機関から指名停止等を受けていないこと若しくは申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」（本四会社達平成17年第48号）に基づき、指名停止を受けていないこと。

⑶　民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者で、再生手続開始の決定を得ない者でないこと。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者で、更生手続開始の決定を得ない者でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別表第９号様式（その３、その３の２又はその３の３のいずれか。））の写しを提出できる者であること。（外国事業者の場合は、納税証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができる。）

⑹　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を行っている者であること。

３　入札手続等

⑴　担当部署　〒762—0025 香川県坂出市川津町下川津4388—１　本州四国連絡高速道路株式会社　坂出管理センター　総務課　電話0877—45—5511
E-mail　keiyaku-sakaide@jb-honshi.co.jp